別表第二の一（第三条関係　法の適用対象のもの）

番号	保存
一～三	［略］
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第一項の規定による議事録の保存（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
五～七	［略］
［削る。］	
八～十一	［略］

別表第四（第八条関係　法の適用対象のもの）

番号	縦覧等
一・二	［略］
三	建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による規約の閲覧（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第二項の規定による議事録の閲覧（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
五	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第二項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の閲覧（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）
［削る。］	
六	［略］

別表第二の一（第三条関係　法の適用対象のもの）

番号	保存
一～三	［同上］
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第一項の規定による議事録の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
五～七	［同上］
八	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第一項の規定による議事録の保存
九～十二	［同上］

別表第四（第八条関係　法の適用対象のもの）

番号	縦覧等
一・二	［同上］
三	建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による規約の閲覧（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
四	建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第二項の規定による議事録の閲覧（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
五	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第二項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の閲覧（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
六	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による議事録又は書面若しくは電磁的方法による決議に係る書面の閲覧
七	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。